

青果市場の移転に向けた懇話会設置要綱

令和7年4月1日制定

(設置目的)

第1条 水産総合交流施設道の駅潮彩市場防府近隣（以下「潮彩エリア」という。）への青果市場の移転整備により、潮彩エリアを防府市の一次産業拠点として位置付け、その活性化を図ることを目的に、関係者等から幅広く意見を求めるため、「青果市場の移転に向けた懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会に会長1名を置く。

2 会長は、防府市産業振興部次長をもって充て、懇話会を統括する。

3 懇話会の委員は、別表に掲げる団体等の代表者をもって構成し、市長が依頼する。

(任期)

第3条 委員の任期は、依頼の日から2年以内とする。

(懇話会)

第4条 懇話会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 懇話会の事務局は、防府市産業振興部農林水産振興課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

団体等の名称
山口県農林水産部
山口県漁業協同組合吉佐統括支店
山口県農業協同組合防府とくち統括本部
防府青果買受人組合
防府市蔬菜出荷組合
防府商工会議所
防府消費生活研究会